

第6章

応急復旧対策

1 道路・河川

(1) 市道の応急復旧(崩土撤去等)

本市が管理する道路や河川などの土木施設の被災に関する市民等からの通報は、7月5日(木)9時40分に受信した苗代町における民地法面崩壊による市道への土砂流出に関する通報を第1報に、同月7日(土)には1日で500件を数え、8月末までの約2か月間に約3,400件の通報が寄せられた。

こうした中、被災現場における応急対応として、危険箇所への注意看板やバリケードなどを設置し注意喚起を図るとともに、道路へ崩落した土砂の撤去や安全対策等に直ちに着手した。

また、安浦町女垣内地区では橋梁が流失し、地区が孤立したことから、隣接土地所有者から借地して仮橋を設置した。



女垣内1号線1号橋(安浦町女垣内・7/25撮影)

表 道路及び橋梁応急復旧工事

区分	工事名	発注件数	備考
道路	災害応急本工事(崩土撤去)	100件	市道郷原大積苗代線ほか
	災害応急仮工事(大型土のう設置等)	8件	市道小坪1丁目39号線ほか
橋梁	災害応急仮工事(仮橋設置)	1件	女垣内1号線1号橋



市道郷原大積苗代線(郷原町:7/9撮影)



市道郷原大積苗代線(郷原町:12/22撮影)



市道小坪1丁目39号線(広小坪1丁目:7/31撮影)



市道小坪1丁目39号線(広小坪1丁目:10/28撮影)

(2) 河川の応急復旧(埋塞土撤去等)

市内の多くの河川では、上流域から流入した土砂や流木により、河道埋塞や護岸崩壊などの被害が発生し、さらなる降雨による二次災害の発生が懸念された。

そのため、被災した河川の応急対応として、埋塞土や流木の撤去、被災した護岸への大型土のうの設置等、流路の確保や被災護岸の仮復旧に直ちに着手した。

表 河川応急復旧工事

工事名	発注件数	備考
災害応急本工事(埋塞土砂撤去)	72件	大積川ほか
災害応急仮工事(大型土のう設置等)	4件	戸浜川ほか



大積川(郷原町:9/25撮影)



戸浜川(仁方町川尻越:10/31撮影)

(3) 農林道等の応急復旧(崩土撤去)

道路上に土砂や流木が流入して通行止めとなった農道や林道、そして、土砂等が埋塞して通水不能となった水路などの農業用施設について、生活道路としての機能回復や二次災害の発生防止に向け、流入土砂等の撤去に直ちに着手した。



農道古屋床線(郷原町)

表 崩土撤去業務

区分	発注件数	備考
農道・里道	450件	古屋床線, 田戸大浦線ほか
水路	213件	郷原5区水路, 見晴3丁目水路ほか
林道	114件	平山線, 山ノ神線ほか



郷原5区水路(郷原町)



林道平山線(警固屋町)

(4) 幹線道路の応急復旧

今回の豪雨では多くの幹線道路が被災し、本市と周辺市町とを結ぶ道路が遮断されたことで、本市は一時孤立状態となったが、国等による昼夜を問わない復旧作業により早期の復旧が実現した。

① 国道31号

本市と広島市とを結ぶ国道31号では、天応地区で大屋大川の氾濫により冠水したほか、吉浦トンネルの天応側入口付近の法面崩落により通行不能となったが、重大な被災箇所はほとんどなく、数日内で土砂の撤去作業が完了した。

その一方で、坂町水尻では、広島呉道路の区域外から発生した土砂の崩落により当該道路の盛土部分が崩落し、並行するJR呉線と国道31号まで大量の土砂等が流入したことで、道路と線路の両方を塞ぐ大きな被害となった。

こうした中、国においては、広島市と本市との間のルートを早期に確保するため、隣接するバイサイドビーチ坂の駐車場を利用した迂回路の整備について検討し、その結果、駐車場と国道との段差のすり付けや駐車場内の縁石の一部撤去により実施が可能と判断し、当該施設の管理者である広島県と早急に協議を行った。

そして、直ちに現地作業に着手し、7月9日(月)夕方には緊急車両の通行路を確保するとともに、同月11日(水)深夜には迂回路の整備を全て完了して一般車両に交通解放した。



被災した広島呉道路と土砂により埋塞されたJR呉線・国道31号(坂町水尻:7/7撮影)

② 東広島・呉自動車道

本市と東広島市とを結び、山陽自動車道と直結する東広島・呉自動車道では、法面崩落や路面への土砂の流入などにより道路が塞がれ、全線が通行止めとなった。

しかしながら、比較的軽微な被害であったことから、国において路上の土砂等の撤去などの応急対策が直ちに実施され、7月8日(日)には緊急車両の通行が可能となり、同月10日(火)早朝には全線が通行可能となった。



路面へ土砂が流入した東広島・呉自動車道(岩山トンネル黒瀬側:7/8撮影)

(5) 孤立集落対策

今回の豪雨災害では、市内各地で土砂崩れや浸水等の被害により、孤立集落^{*}が発生したことから、市災害対策本部孤立集落対策班が、孤立集落の状況調査やニーズ把握、支援物資の提供、孤立解消に向けた応急復旧要請等を行った。

発災直後は、本市と周辺市町を結ぶ主要幹線道路が損傷したため、市全域が孤立する状況であったが、市域内においてもアクセス道の途絶による孤立集落が点在することが判明したことから、孤立集落対策班を中心に状況の把握に努め、海路による食料や飲料水の配送を行った。

災害発生から数日のうちに道路の啓開が進み、道路に堆積した崩土の撤去、片側交互通行等により徐々に孤立状況が解消された。

市災害対策本部において把握していた孤立集落の状況は、次表のとおりである。



市災害対策本部孤立集落対策班(7/9撮影)

表 本市における孤立集落の状況

孤立集落	解消時期	孤立解消の概要
仁方地区(戸田地区)	7/10(火)夕方	広仁方停車場線(戸田側)の道路啓開による片側交互通行により戸田側からの通行可能
広地区(小坪・長浜地区)	7/10(火)夕方	
下蒲刈地区	7/11(水)	国道185号(川尻越)片側交互通行により、本土側と安芸灘大橋で連絡し、孤立状況が解消
蒲刈地区	7/11(水)	
警固屋地区(見晴3丁目の一部)	7/12(木)	迂回路の確保により孤立状況が解消
倉橋地区(長谷地区)	7/12(木)	迂回路の確保により孤立状況が解消
豊浜地区(立花・大浜地区)	7/13(金)早朝	豊浜大橋(大崎下島側)片側交互通行により、孤立状況が解消
豊地区(大崎下島)	7/13(金)早朝	
安浦地区(市原・中畑・下垣内地区)	7/15(日)	救助活動に伴う道路啓開により通行可能
川尻地区(野呂山山頂付近)	7/16(月)16時	地元住民と緊急車両が通行可能な道路があり、地域の申し出により孤立状況を解除
安浦地区(女垣内地区)	7/28(土)8時	仮橋の設置により交通開放され、孤立状況が解消



広仁方停車場線の斜面崩落により、仁方・戸田地区から広・長浜地区にかけて一時孤立する状況となった。
広・津久茂側での斜面崩落状況(写真左)と仁方・戸田側での崩土の堆積状況(写真右)(いずれも7/9撮影)

なお、広島県が7月13日(金)に発表した「平成30年7月豪雨災害による被害等について(第21報)」では、同日17時時点において県内で孤立状態にある地区は、川尻地区(野呂山山頂付近)と安浦地区(女垣内地区)の2地区のみであった。

このうち、川尻地区(野呂山山頂付近)の集落(13世帯26人)は、野呂山の山頂につながる県道と林道が被災したため孤立状態となったが、水や電気については問題なく、食料等も確保できている状況であった。

その後、地区住民と緊急車両のみが通行できる道が確保されたことから、地区住民から孤立による困窮状態ではないとの申し出があり、7月16日(月)16時をもって孤立状況を解除した。

また、安浦地区の女垣内地区(4世帯10人)では、集落に連絡する市道が崩落し、孤立状態となったが、住民との連絡が取れる状態であり、徒歩による通行が可能な状態であった。

女垣内地区では、7月28日(土)に集落をつなぐ仮設の橋梁が完成したことで、孤立状況が解消され、同日8時をもって県内全ての孤立状態にある地区が解消することとなった。



安浦・女垣内集落へ連絡する市道の被災状況

***孤立集落**

内閣府が行った「中山間地等の集落散在地域における地域防災対策に関する調査」において、孤立集落とは災害により、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス(四輪自動車での通行可能かどうかが目安)が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能な状態であるとされている。

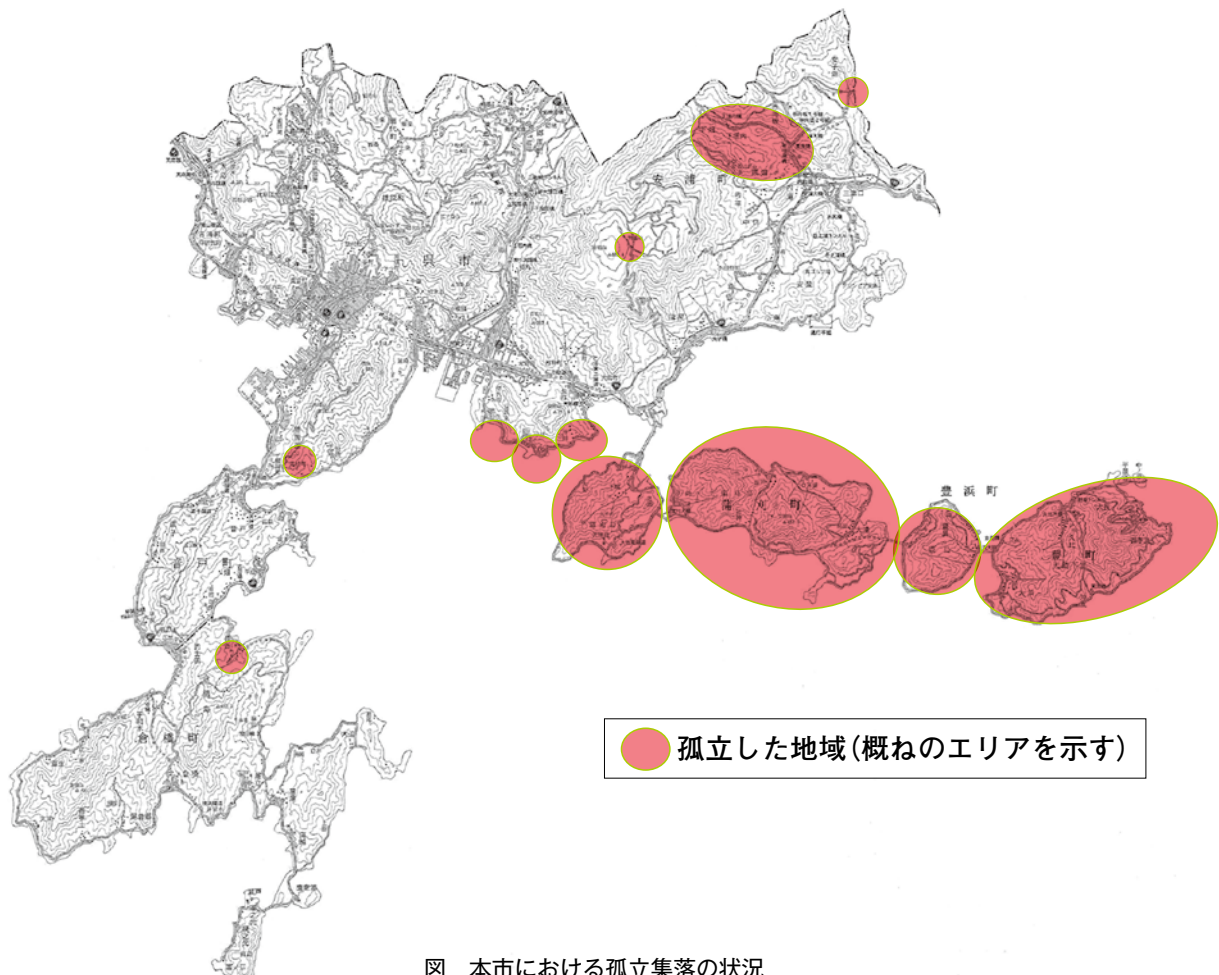


図 本市における孤立集落の状況

(6) 自衛隊による応急復旧活動

今回の豪雨によって大きな被害を受けた生活道路等では、陸上自衛隊による道路啓開のための土石等の撤去や二次災害防止のための危険物排除が実施された。

また、河川についても上流域から流入した土砂等による河道埋塞や護岸崩壊などの被害が発生したことから、河川に堆積した土砂の撤去による河道確保のほか、決壊した堤防へ応急的に大型土のうを設置するなど、二次災害防止のための応急復旧が行われた。これらの対応は、要請に基づいて7月14日(土)から8月5日(日)まで行われ、応急復旧活動に当たった陸上自衛隊の人員数は約6,400人であった。

表 陸上自衛隊による応急復旧活動

実施地区	実施場所	応急復旧の内容	完了日
天応地区	天応西条	土石等危険物排除(道路啓開)	8/5(日)*
吉浦地区	狩留賀町	土石等危険物排除(道路啓開及び二次災害防止)	7/24(火)
	長谷町	土石等危険物排除(道路啓開及び二次災害防止)	7/20(金)
安浦地区	安浦町水尻	土石等危険物排除(道路啓開及び河道確保)	7/21(土)
	安浦町日之浦	土砂撤去(道路啓開)	7/15(日)
	中畑川(内海北)	河川護岸大型土のう設置(二次災害防止)	7/20(金)
	安浦町下垣内	土石等危険物排除(道路啓開)	7/17(火)
	安浦駅周辺	土石等危険物排除(道路啓開)	7/24(火)

※天応西条における道路啓開は8月3日(金)をもって作業を終了したが、8月4日(土)・5日(日)も天応地区で宅地から道路上に出された土砂等の撤去を実施



陸上自衛隊により、大量の土砂やがれきなどが堆積して通行不能となった生活道路の道路啓開が実施された。天応西条地区における作業前(写真左)と道路啓開後(写真右)の状況

なお、海上自衛隊においても、7月14日(土)から16日(月)にかけて、第1術科学校、幹部候補生学校及び呉教育隊の学生が、安浦地区での土砂がれき等の撤去作業を実施した。



陸上自衛隊による危険物等の除去
(出典:陸上自衛隊第13旅団ホームページ)



海上自衛隊呉教育隊による土砂がれき撤去支援

(7) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)による支援

今回の豪雨による被災状況調査や自治体の応急復旧を支援するため、国土交通省中国地方整備局のほか、北海道・東北・関東・北陸・中部・近畿・九州の各地方整備局及び国土交通省、国土技術政策研究所等から派遣された緊急災害対策派遣隊(以下「TEC-FORCE^{※1}」という。)により、約2か月間にわたり、被災自治体に対して多様な支援が実施された。

※1緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE/テック・フォース)

大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、平成20年4月に創設

Technical Emergency Control-FORCE

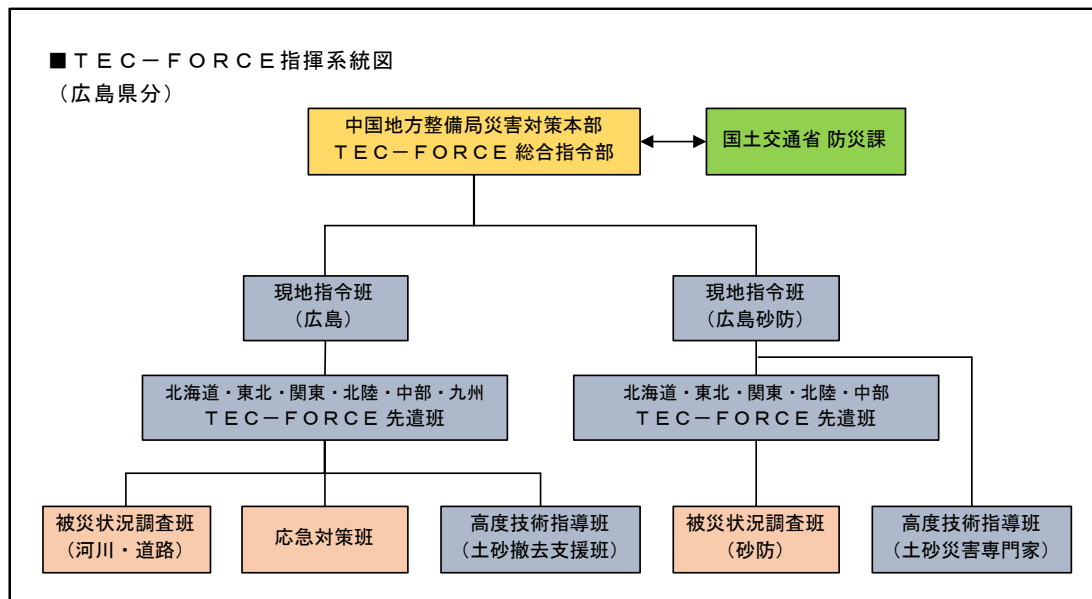


図 TEC-FORCE 指揮系統図

(出典:「平成30年7月豪雨～中国地方整備局 災害対応の記録」(平成31年1月))

① 活動拠点の設置

本市における被害が甚大であったため、TEC-FORCEによる支援が長期化することが予想されたことから、中国地方整備局が保有する災害対策本部車(車体拡幅型)を天応小学校グラウンドに配備して、本市での活動拠点とした。

配備期間: 7月27日(金)～8月27日(月)



天応小学校グラウンドに配備された災害対策本部車

② 被災状況調査

7月10日(火)には、安浦町下垣内・中畑地区において高度技術指導班(土砂災害専門家)によるヘリコプターでの被災状況調査が行われた。

また、広島県からの要請により、同月12日(木)から25日(水)まで、被災状況調査班(砂防)が、ヘリコプターや現地踏査により二次災害の防止を目的とした被災状況の調査活動を実施したほか、本市からの要請により、9日(月)から24日(火)まで、被災状況調査班(道路)による災害申請に必要な基礎資料の作成を目的とした概略調査が川尻町及び安浦町で実施された。

③ 応急対策の実施

今回の災害においては、中国地方整備局と、中国地方5県、広島市及び岡山市との間で締結している「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ^{*2}」の規定に基づき、中国地方整備局に対して、次のとおり応急対策の要請を行った。

要請内容:河川に埋塞した土砂撤去, 道路啓開, 二次災害防止対策

表 申し合わせに基づく中国地方整備局による道路啓開, 二次災害防止対策

支援区分	実施場所	支援の内容	実施期間
河川土砂撤去	天応地区	普通河川背戸の川 ・土砂撤去 (L=600m) ・進入路啓開(L=350m)	7/23(月)~8/27(月)
道路啓開	安浦地区	市道中畑下垣内線 ・土砂撤去道路啓開(全体延長L=200m)	7/21(土)~7/24(火)
	川尻地区	市道川尻本線1号 ・路面整正, 安全施設設置(全体延長L=260m)	7/24(火)~7/28(土)

^{*2}中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ

中国地方管内の県及び市町村が管理する国土交通省所管施設等に災害が発生し又はそのおそれがある場合、中国地方整備局と各関係自治体が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、所管施設等の円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的として、平成21年6月17日に締結された。

当該申し合わせの第4条に、災害発生時等における中国地方整備局に対する支援の要請について規定されている。



図 TEC-FORCEの活動状況
(出典:中国地方整備局ホームページ)

2 港湾施設

(1) 漂流物の調査・回収

① 港湾関係TEC-FORCE

今回の豪雨により、海域へ流出した大量の漂流物(流木・葦類等)が海域に広がり、船舶航行の障害となっていたため、国土交通省港湾関係TEC-FORCEは、港湾業務艇や海洋環境整備船による漂流物の調査・回収を呉港一円において実施した。



漂流物の回収状況
(写真提供:国土交通省中国地方整備局)

表 港湾関係TEC-FORCEによる漂流物の調査・回収の状況

活動内容	実施期間	使用船舶
埋没調査及び流木調査	7/12(木)～7/23(月)	港湾業務艇「たちかぜ」, 「おおつ」, 「なじま」, 「州浪」
海面清掃	7/12(木)～8/17(金)	海洋環境整備船「おんど2000」, 「がんりゅう」, 「クリーンはりま」, 「Dr.海洋」

② 海上保安庁

海上保安庁第六管区保安本部は、7月11日(水)から8月13日(月)まで、巡視艇により、呉港内等へ流出した漂流物の回収作業を実施した。

主な回収物:ドラム缶23本, ガスボンベ12本, ガスタンク1個, パレット6個, 流木10本等

(2) 港湾施設管理の権限代行

7月16日(月), 呉港港湾管理者(呉市)から国土交通大臣へ、港湾法第55条の3の3の第1項の規定に基づき、港湾施設管理の要請を行った。この規定は、平成28年4月の熊本地震の際、港湾からの支援活動が有効であったことから、平成29年6月の港湾法改正により新たに規定されたもので、今回の災害が全国で初めて適用された。

当該要請に対して、同日付で国土交通省から港湾施設の直轄管理について告示され、呉港内を漂流する流木等による港湾施設への機能障害の回復や港湾からの被災地支援及び復旧活動における岸壁利用調整等について、次の施設を対象に国土交通大臣による施設管理が実施された。

また、7月25日(水)に追加の支援要請を行い、同日付で4施設の直轄管理が追加された。

表 呉港内における国土交通大臣による港湾施設管理の権限代行

権限代行	岸壁(物揚場)の利用に関する調整	泊地における沈没物その他物件の除去
期 間	7/16(月)～8/15(水)	
対象施設	係留施設(岸壁等5施設) 広ふ頭第2岸壁, 川原石南ふ頭岸壁②(西側), 川原石南ふ頭岸壁③(西側), 川原石第一物揚場, 川原石第二物揚場	水域施設(泊地4施設) 阿賀地区泊地(-7.5m), 広地区泊地(-4.5m) 広地区泊地(-5.5m), 宝町地区泊地(-4.5m)
権限代行	航路における沈没物その他の物件の除去(追加)	泊地における沈没物その他物件の除去(追加)
期 間	7/25(水)～8/15(水)	7/25(水)～9/24(月)
対象施設	水域施設(航路2施設) 呉港内航路(西側) 呉港内航路(東側)	水域施設(泊地2施設) 川原石南地区泊地(-4.5m)(東側) 川原石南地区泊地(-5.5m)(東側)

3 上下水道施設

(1) 水道施設

土石流により全壊した川尻町柳迫第1ポンプ所の復旧に当たっては、安全性を考慮して別の場所へ仮設ポンプ所を整備する計画であったが、資機材や施工者の確保等に時間を要したため、断水解消時期は、当初8月20日(月)頃となる見込みであった。

こうした中、厚生労働省や経済産業省等の支援により、資機材等の調達時期を早めることができたことから、同月2日(木)には川尻地区への給水を再開することができた。

また、約250か所に及んだ配水管等の損壊については、露出管路の流失や道路崩落による管路の破断への対応はできたものの、地中の漏水箇所は断水が解除されなければ特定できないため、通水を待たなければならなかった。このため、通水後に確認された漏水箇所については、上下水道局施設管理部管路管理課が仮配管の設置や修理等を行い、市全域の管路漏水は、概ね8月2日(木)には復旧した。



柳迫第1ポンプ所に代わり設置した仮設ポンプ所



広石内地区配水管の仮配管(国道375号上段原橋)

(2) 工業用水道施設

7月6日(金)に発生した広島県送水施設(6号トンネル)の閉塞は、流入土砂の搬出等の復旧により同月12日(木)から送水が再開された。これにより、呉地区の工業用水ユーザーへの給水が可能となり、同日に日新製鋼株式会社及び株式会社淀川製鋼所へ、翌13日(金)からはジャパンマリニューナイテッド株式会社への給水を再開した。

一方、広地区は二級水源地の復旧に長期間を要する見込みとなったため、7月20日(金)にはフタムラ化学株式会社へ、8月22日(水)には中国木材株式会社へ上水道施設を利用した特例供給により必要水量を確保したほか、王子マテリア株式会社に対しては、広島県の工業用水道管を利用して太田川の水を供給できるよう、急きょ本市の工業用水道管との緊急時用連絡管を整備し、8月15日(水)から応急的に給水を再開した。

なお、管理棟や調整池等への土砂流入により機能停止となった二級水源지는、堆積した土砂の撤去後、復旧工事に着手した。

その後、平成31年3月31日(日)に管理棟の修繕が完了し、令和元年6月1日(土)から送水を再開した。



緊急時用連絡管の布設状況
(広多賀谷・8/12撮影)

表 工業用水道ユーザー（6社）への対応

地区	供給先事業所	契約水量 (m ³ /日)	対応状況	
呉地区	日新製鋼(株)	43,500	7/12(木)から送水再開	
	(株)淀川製鋼所	8,100	7/12(木)から送水再開	
	ジャパンマリユナイテッド(株)	2,000	7/13(金)から送水再開	
	小計	53,600		
広地区	フタムラ化学(株)	2,600	7/20(金)から送水開始(上水道対応)	R元年6/1(土) から工業用水の 給水を再開
	中国木材(株)	3,000	8/22(水)から送水開始(上水道対応)	
	王子マテリア(株)	53,500	8/15(水)から県工業用水の増量給水 9/13(木)から送水開始(上水道対応)	
	小計	59,100		
合計		112,700		

(3) 下水道施設

国道375号上段原橋と並行していた石内郷原污水幹線は、橋梁の全壊とともに破断したため、鋼材による架台を独自に設置し、7月21日(土)に仮配管への切替を完了した。

また、道路崩落等により破断した天応焼山污水幹線は、土砂洪水氾濫により埋塞していたため、破断位置が分からず、通水後でなければ破断箇所が特定できない状況であった。なお、資機材の現地搬入も困難な状況であったため、大屋大川への汚水の流入による環境悪化が懸念されたが、自衛隊や工事業者の協力を得て、上下水道局建設部下水建設課が資機材の運搬及び仮配管の布設を行い、同月28日(土)に仮配管への切替を完了した。



石内郷原污水幹線の仮配管(国道375号上段原橋)



市職員による天応焼山污水幹線の仮配管状況

下水道管路では、今回の災害のように土石流や土砂崩れによって、管路の破損や管路内への土砂堆積が発生した場合、下水の流下を阻害するだけでなく、堆積した土砂が固結し、排除に時間を要することがあるため、広範囲での浸水や土砂堆積が発生した天応地区や安浦地区等においては、日本下水道管路管理業協会の応援を受け、管路内の清掃作業等を実施した。



マンホールからの土砂吸引作業(安浦地区)

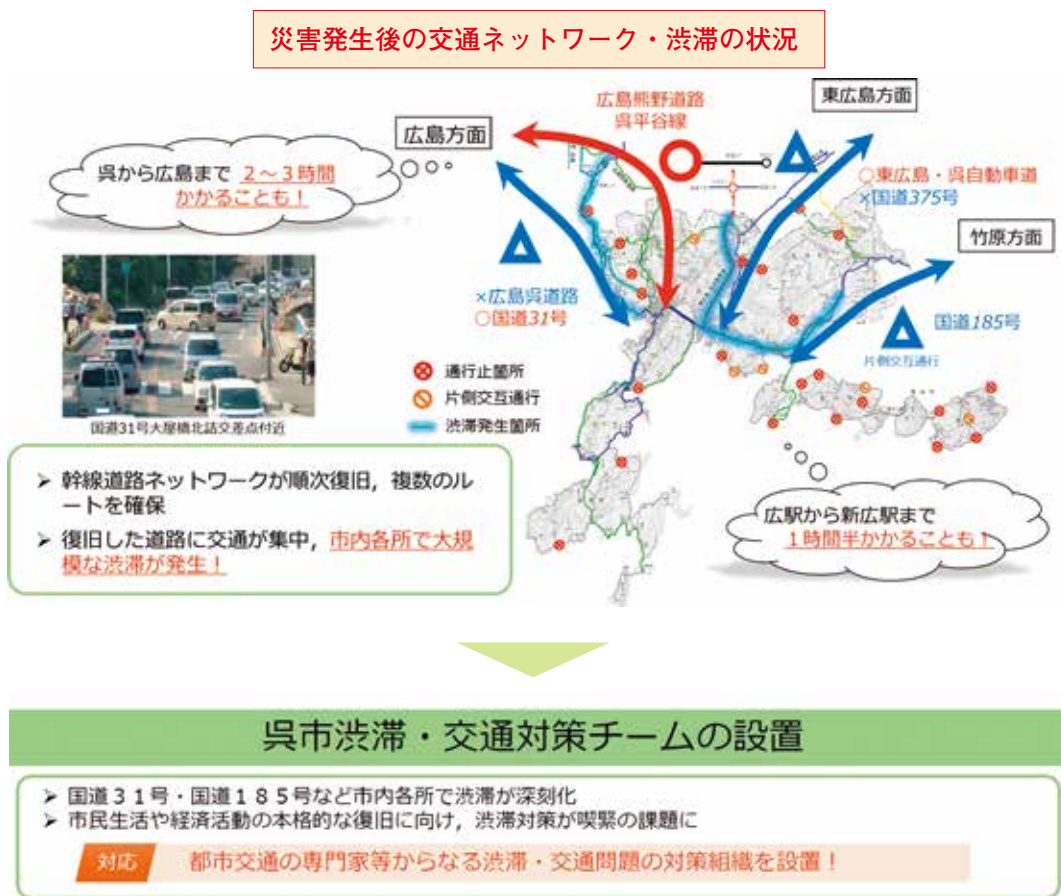
4 交通機関の対策

(1) 渋滞・交通対策

前述のとおり、今回の豪雨では、JR呉線や主要な道路が被災し、本市の交通ネットワークが寸断されたことで、被災を免れた道路や応急対応等により早期に通行可能となった道路へ車両が集中し、市内各所で深刻な渋滞が発生した。

さらに、JR呉線や道路の復旧には相当の期間を要する見込みであったことから、市民生活や経済活動の本格的な復旧に向け、渋滞対策が喫緊の課題となった。

このため、7月18日(水)、都市交通の専門家等からなる「呉市渋滞対策委員会」を設置し、同月25日(水)には「呉市渋滞・交通対策チーム」へ改組して、渋滞対策のアイデアを迅速に実行へ移していくための取組を実施した。



呉市渋滞・交通対策チームメンバー

氏名	所属・役職
神田 佑亮	呉工業高等専門学校教授
塚井 誠人	広島大学大学院工学研究科准教授
小林 通匡	呉商工会議所副会頭
桑原 強	広島県地域政策局地域力創造課政策監
濱里 要	呉市副市長
田口 康典	呉市理事
近藤 昭博	呉市企画部長
橋村 隆彦	呉市都市部交通政策課長

※ H30.7.18 「呉市渋滞対策委員会」として発定
 H30.7.25 メンバーを拡充し、「呉市渋滞・交通対策チーム」として改組

図 災害発生後の交通ネットワーク・渋滞の状況と呉市渋滞・交通対策チームの設置経緯

① マイカー通勤抑制，フレックスタイム等導入要請

深刻な交通渋滞を抑制するためには、道路を利用する市民や企業の協力が不可欠であることから、公共交通の復旧情報や渋滞・交通対策の実施の広報にあわせて、随時、市民や企業へ相乗りや時差出勤等の実施についての呼び掛けを行った。

表 交通渋滞抑制のための市民・企業への呼び掛け

日時	実施内容
7/18 (水)	災害時BRTの実施にあわせて、バスの利用や相乗り、時差出勤等の実施を呼び掛け (経済団体や主要企業へチラシを送付(FAX配布))
7/20 (金)	JR呉線代行バスの運行開始にあわせて、駅までの移動にバスや自転車等の利用を呼び掛け
7/26 (木)	広島呉道路へのバス専用レーン設置にあわせて、広島市と本市の移動に都市間バスの利用を呼び掛け
8/10 (金)	相乗りや時差出勤、フレックスタイム等の実施を呼び掛けるチラシを配布 (商工会議所・広域商工会等の協力により、市内3千社以上の企業へチラシを直接配布)

渋滞解消のための市民・企業の皆様へお願い!

- マイカー相乗りをお願いします。
 - 時差出勤・フレックスタイムの導入をお願いします。
 - 送迎時間の見直し、サマータイムの導入をお願いします。
 - 企業通勤バスの導入をお願いします(クレーライン優先通行可、裏面参照)。
- 100台車が減れば、渋滞が約1km短くなります。
皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

趣 意
西日本都市圏によりJR呉線、広島呉道路(クレーライン)、国道31号が封鎖され、特にJR呉線の運行見合わせにより、市内各所で大規模な渋滞を引き起こしています。JR呉線の運転再開は、呉駅～広島駅が9月中、広島～三原駅は年内1月中と見込まれていますが、また、クレーラインの復旧時期は11月が見込まれるなど、皆様方には長時間に渡り不便をお掛けすることとなります。

呉市では、呉市渋滞・交通対策チーム(下記※)を組織し、渋滞対策のアイデアを出し合い、可能なものから国・県・JR西日本と連携して実施していますが、交通量(建設が通すことのできる車の台数)に対して、自動車の台数が大幅に超過しており、引き続き、市民・企業の皆様の御協力が不可欠な状況です。

こうしたことから、上記の取組を市民・企業の皆様へお願いするものです。

なお、企業通勤バスの導入(バス手配、手続等)や、通勤交通全般でお困りのこと等があれば、呉市渋滞・交通対策チームにお気軽に御相談ください。

8月10日(金)に配布したフレックスタイム等の実施を呼び掛けるチラシ

② 呉駅西駐車場の開場時刻繰り上げ

国道31号の復旧により、7月17日(火)から本市と広島市とを結ぶ緊急輸送バスの運行が開始されたが、緊急輸送バスの始発時刻(5時30分発)に対し、呉駅西駐車場の開場時刻(6時30分開場)が遅く、パークアンドライド*に対応することができなかった。

このため、同月21日(土)から10月31日(水)までの間、呉駅西駐車場の開場時刻を繰り上げる取組を行い、都市間バスの利用促進を図った。



呉駅西駐車場(宝町)

※パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き自動車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して、都心部の目的地に向かうシステム。



図 呉駅西駐車場の開場時刻繰り上げの概要と取組の成果

③ 災害時BRTの運行

広島県道路の通行止めにより、国道31号において深刻な渋滞が発生し、本市と広島市との間の所要時間が大幅に前後したため、都市間バスの定時運行が困難となった。

こうした中、広島県道路の通行止め区間において、7月17日(火)から9月27日(木)までの間、都市間バスの緊急通行を許容する災害時BRT*通行を実施した。

この取組は、通勤向けバスとしては全国で初めての取組であり、これにより、本市と広島市との間のバス所要時間を大幅に短縮することができた。

※災害時BRT

BRTとは、バス・ラピッド・トランジット(Bus Rapid Transit)の略で、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムであり、災害時BRTとは、災害により一般車両が通行止めとなった高速道路や自動車専用道路を路線バスなど指定されたバスを通行可能とし、混雑した他の道路の通行を回避することにより速達性や定時性を確保する方法。



取組の成果

➢ 呉・広島間のバス所要時間が大幅に短縮

	【呉→広島】	【広島→呉】
〈実施前〉	2～3.5時間	約3時間
〈実施後〉	約1時間	約2時間
	▲約1～2.5時間	▲約1時間

➢ 都市間バスの速達性を改善し、マイカーからバスへの利用転換を促進



災害時BRTにより呉ICから広島県道路に進入するバス

図 災害時BRT通行の概要と取組の成果

④ 災害時バス位置情報提供システム

発災から約2週間が経過した7月21日(土)からJR呉線代行バスの運行が開始されたが、前述のとおり、国道31号の深刻な渋滞により、特に呉駅から坂駅間を運行する各駅停車便の到着時刻が大幅に前後するなど、バスの定時性や利用者の利便性に大きな課題があった。

このため、産学官の関係機関等で構成する「災害時公共交通情報提供研究会」が主体となり、8月20日(月)から9月7日(金)までの間、全国で初めて災害時バス位置情報提供システムの試行運用を実施し、バスの定時性と利用者の利便性の確保を図った。

【バス位置情報提供システムの概要】

バス車内に簡易GPSシステムを搭載、サーバーに位置情報を送信し、インターネットの地図上に位置情報を表示

《対象》 JR呉線代行バス 呉～坂駅間
始発～午前8:30出発便

《期間》 8月20日～9月7日(土日祝除く)


《実施主体》 災害時公共交通情報提供研究会
※災害時の公共交通の情報の提供の在り方について、産学官が連携し、研究・検討を実施

取組の成果

➢ 非常に多くの人(約200人)が継続的に利用

【アクセス数】 約2,000件/日
【利用者数】 約 200人/日

➢ この試行運用の拡大や継続を求める利用者の声もあり、バス利用者の利便性向上の一助となった。**(バス待ち時間の短縮、バス待ちによるストレスの緩和に寄与)**



スマートフォンの提供画面

「災害時公共交通情報提供研究会」構成団体

【産】 西日本旅客鉄道(株)広島支社・広島電鉄(株)・(公社)広島県バス協会・(株)バイタルリード・(株)ヴァル研究所・(株)トラフィックブレイン・(株)ファイコム

【学】 広島大学・呉工業高等専門学校・東京大学

【官】 広島県・呉市

図 災害時バス位置情報提供システムの概要と取組の成果

コラム

～豪雨災害を通して～

関係者の総力を結集した交通確保策

呉工業高等専門学校 教授 神田 佑亮



平成30年7月豪雨発災後、交通の問題が復旧・復興の妨げになると感じました。そうした中で実施した「災害時BRT」は高速道路の本線上を転回するという前代未聞の対策でしたが、呉市役所や広島県、広島県警察、国土交通省、西日本高速道路、JR西日本、広島電鉄、中国ジェイアールバス、広島県バス協会をはじめとした皆様との連携のもと、非常にスピーディーに実現しました。

また、災害時のバス位置情報提供システム等の情報提供は、広島と東京、大阪、鳥根が連携して対応しました。設計などの議論をはじめ、ほぼ毎日、オンラインで会議を実施したのを覚えています。

両方の対策ともスピード感あるアクションを取ることができたのは、「早くなんとかしたい」という思いから、それぞれができるだけのことに、とにかく精一杯、取り組んだ結果だと思っています。

余談ですが、呉市での対策の知見が、平成30年9月の台風第21号による関西空港連絡橋へのタンカー衝突事故での対応に活かされています。

⑤ バス等専用レーンの設置

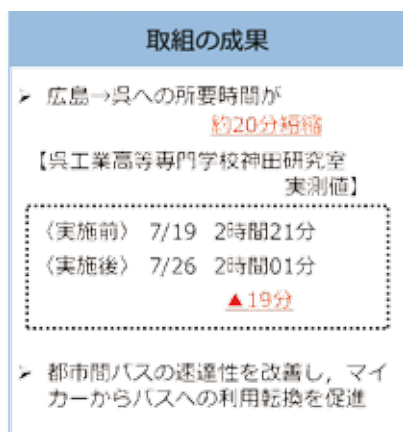
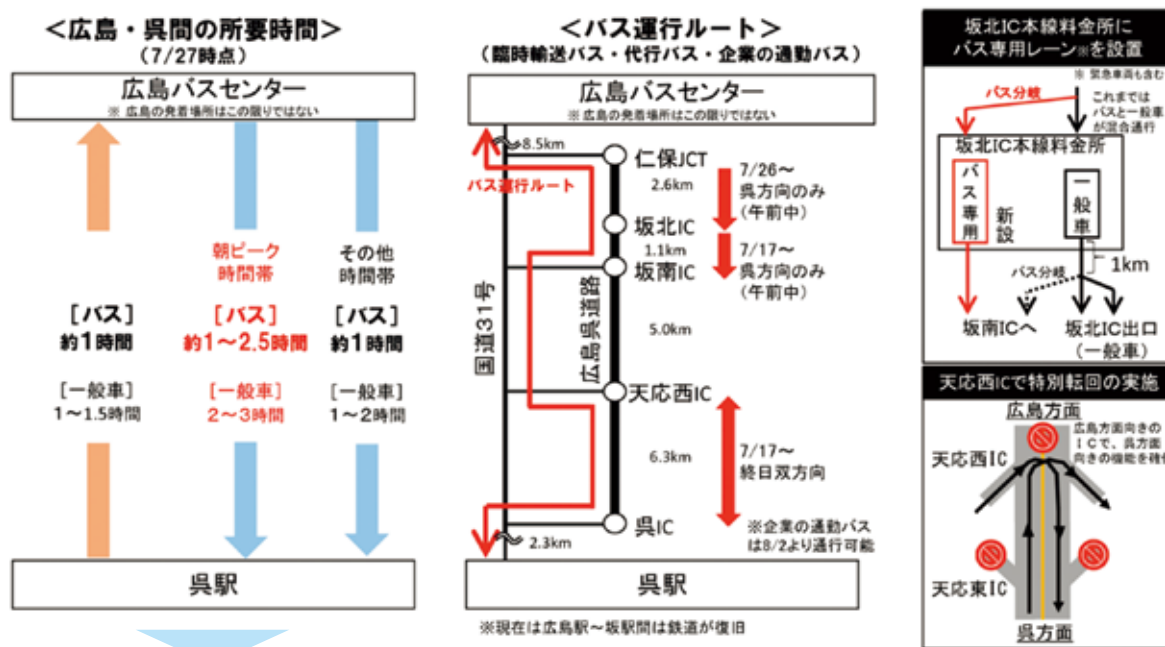
災害時BRTの実施により、都市間バスの所要時間については一定の短縮が図られたものの、現道区間における渋滞の影響により平常時に比べてかなりの時間を要し、特に広島市から本市への所要時間が読めない状況であった。

このため、7月26日(木)から9月27日(木)までの間、広島呉道路(本線坂北料金所～坂北IC)にバス専用レーンを設置し、都市間バスの所要時間のさらなる短縮を図った。

また、渋滞する国道31号を経由する坂駅から呉駅・広駅間のJR呉線代行バスの速達性の確保を図るため、8月9日(木)から9月7日(金)までの間、国道31号の坂町区間(坂駅南から水尻までの片側2車線区間)にバス及び災害関係車両等の専用レーンを設置した。



国道31号専用レーンを走行するJR呉線代行バス



本線坂北料金所～坂北ICに設置されたバス専用レーン

図 広島呉道路への専用レーンの設置状況と取組の成果

⑥ 東広島・呉自動車道先小倉交差点左折レーン増設

国道31号における渋滞緩和や交通量の抑制を図るため、国(国土交通省)において高速道路料金の調整(半額)が行われ、東広島・呉自動車道と山陽自動車道を利用して本市と広島市とを結ぶ広域迂回経路への誘導が実施されたことなどにより、東広島・呉自動車道の交通量は約1.3倍にも増加し、国道31号からの転換が確認された。

しかし、東広島・呉自動車道の交通量が増加したことにより、阿賀IC出口(先小倉交差点)を先頭とする渋滞が発生したため、緊急対策として左折専用レーンの増設が行われ、7月28日(土)から供用開始された。

また、広島県警察の協力により、国道185号広方面から東広島・呉自動車道への右折車優先通行が合わせて実施されたことで、阿賀IC出口(先小倉交差点)を起点とした渋滞は大幅に解消された。

【広域迂回誘導(料金調整)】



図 広島・呉間の広域迂回経路

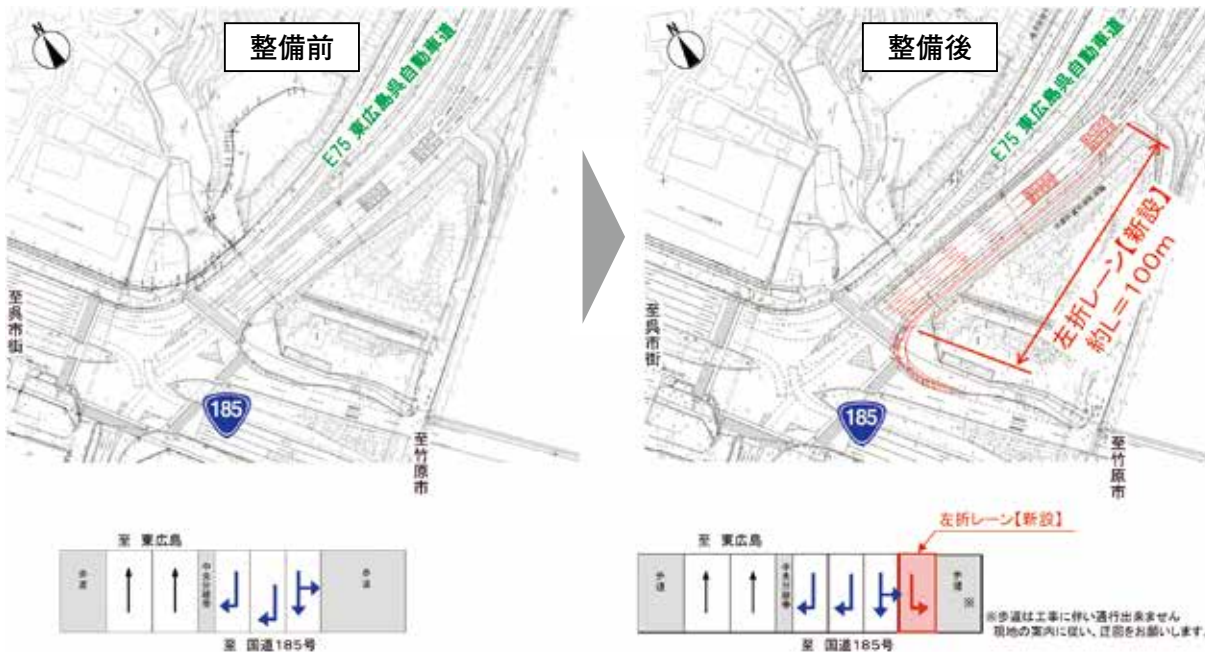


図 東広島・呉自動車道阿賀IC出口(先小倉交差点)への左折レーンの整備状況



東広島・呉自動車道 阿賀IC(先小倉交差点)渋滞状況
(写真提供:国土交通省中国地方整備局)



東広島・呉自動車道 阿賀IC出口に設置された供用開始間近の左折レーン(7/28撮影)

⑦ 災害時緊急輸送船(キャットクルーズ)の運航

前述のとおり、JR呉線は7月6日(金)夕刻から全線が運休となったが、広島市方面においては、バスや船による緊急輸送や代行バスにより移動手段が確保された。その一方で、広島駅以東においては呉駅方面への代行バスが運行されず、通勤や通学などの市民生活に不可欠な移動手段の確保が喫緊の課題であった。

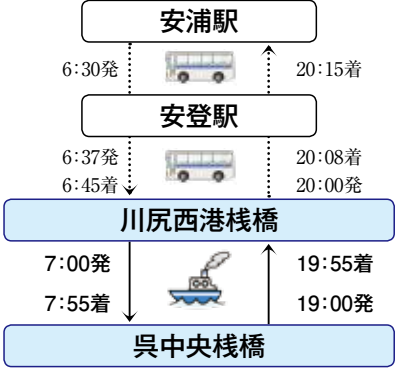
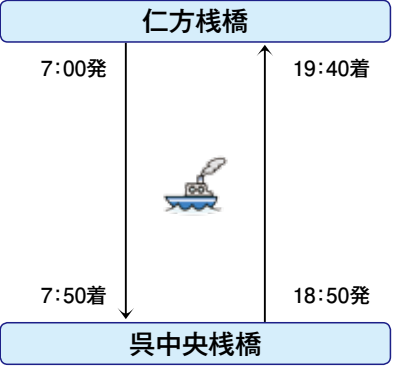
こうした中、国(国土交通省中国運輸局)の協力により、7月30日(月)から、川尻・安浦地区と市中央部を結ぶ航路を臨時運航し、あわせて、安浦駅及び安登駅と本航路をつなぐ連絡バスを運行することで、市民の移動手段の確保を図った。

本航路は、川尻西港棧橋から呉中央棧橋の間を1日1往復運航し、途中、安芸灘大橋付近の「女猫の瀬戸」を通過することから、「キャットクルーズ」と命名した。

また、8月7日(火)からは、仁方棧橋と呉中央棧橋との間を1日1往復する「キャットクルーズ2」を運航し、自家用車などで道路を利用する市民等を海上輸送へ移行させることで、国道185号の朝夕の深刻な渋滞緩和を図った。

なお、JR呉線においては、8月20日(月)から呉駅と広島駅との間の暫定的な部分運転が開始されたことで、同月22日(水)をもって両航路とも運航を終了した。

表 災害時緊急輸送船の運航概要

区分	キャットクルーズ	キャットクルーズ2
運航期間	7/30(月)～8/22(水)の間の平日 ※8/7(火)・8(水)、13(月)～15(水)は運休	8/7(火)～8/22(水)の間の平日 ※8/13(月)～15(水)は運休
運航経路	川尻西港棧橋～呉中央棧橋 ※安浦・安登駅から川尻西港棧橋間は連絡バス運行 (運行事業者:南野呂山タクシー)	仁方棧橋～呉中央棧橋
運航事業者	(有)バンカー・サプライ	(有)バンカー・サプライ
乗船定員	80人(船名:くれない2)	50人(船名:くれない3)
運航ダイヤ	 <p>※8/16(木)～:呉中央棧橋発時刻18:30に変更 ※8/20(月)～:連絡バスからJR代行バスに変更</p>	 <p>※8/16(木)～:呉中央棧橋発時刻18:20に変更</p>
利用運賃(片道)	乗船料 500円(小児 250円) 連絡バス 200円(小児 100円) ※一律 運賃合計 700円(小児 350円, 幼児無料)	乗船料 500円(小児 250円, 幼児無料)
運航日数	13日	9日
利用者合計	朝 562人 / 夜 225人	朝 48人 / 夜 16人
日最大	朝 73人 / 夜 28人	朝 16人 / 夜 6人
日最小	朝 10人 / 夜 3人	朝 0人 / 夜 0人

5 事業者の復旧支援

(1) グループ補助金，持続化補助金説明会

今回の豪雨により多くの中小企業が被災する中、8月3日(金)、中小企業庁から、被災した中小企業者の事業の継続、再開を支援するため、グループ補助金や持続化補助金などの新たな支援制度が発表された。

本市では、これらの支援制度を被災した中小企業へ周知するため、同月8日(水)に市ホームページへ支援制度に関する情報を掲載するとともに、中小企業庁が作成した支援制度周知用のチラシを経済団体に配布し、あわせて、全自治会での回覧も実施した。

また、経済産業省、広島労働局及び広島県と連携し、同月20日(月)に広地区で、翌21日(火)には安浦地区で、被災した中小企業・小規模事業者を対象とした支援制度の説明会を開催したほか、市政だよりへの復旧支援情報の掲載なども行った。

そして、11月5日(月)には再度、広地区と安浦地区において説明会を開催し、支援制度の周知を図った。



中小企業庁が作成した支援制度周知用チラシ

表 中小企業等を対象とした支援制度の説明会

区分	市全体説明会	安浦地区説明会
日時	8/20(月) 午前の部 / 10:00 ~ 12:00 午後の部 / 13:30 ~ 15:30	8/21(火) 13:30 ~ 15:30
場所	広まちづくりセンター	安浦まちづくりセンター三津口分館
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)について ○ 被災地域販路開拓支援事業(小規模事業者「持続化補助金」)について ○ その他の支援施策について 	
説明者	経済産業省、広島労働局、広島県	
参加企業数	135企業(午前・午後の合計)	101企業

中小企業等共同施設等災害復旧事業 問 広島商工労働局 ☎082-513-4451

被災した中小企業などがグループを形成して「復興事業計画」を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設・設備の復旧費用の一部を支援します。

対象者 平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者(中小企業団体を含む)、中堅企業、小規模事業者
対象費目 施設・設備の復旧に要する施設費、設備費、工事費など
補助率 ●中小企業者、小規模事業者 4分の3 ●中堅企業など 2分の1 ※1事業者当たり上限15億円。
申込 11/30までに、復興事業計画を広島商工労働局へ持参
 ※復興事業計画の認定を受けた人から、個社によるグループ補助金の申請ができます。詳しくは広島県 ☎www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/67/tyuusoukyouguyouhukkou.htmlで。

申請する前にグループ形成手続きが必要です

近くの商工会・商工会議所・金融機関などの支援機関、または商工振興課に相談してください。

問い合わせ先
 呉広域商工会(川尻) ☎70-5660(安浦) ☎84-5800、呉商工会議所 ☎21-0151、商工振興課 ☎25-3310

雇用調整助成金制度 問 広島労働局職業対策課 ☎082-502-7832
ハローワーク呉 ☎25-8609

被災した中小企業などに、来年1/4(金)まで特別措置を実施しています。

対象事業主 雇用保険適用事業所
対象労働者 雇用保険被保険者
要件 販売量、売上高などの生産指標の最近1カ月間の平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること
 ※雇用保険被保険者と受入派遣労働者の雇用指数の最近3カ月間の雇用量が、対前年比で増加していても可。
補助率 ●中小企業 5分の4 ●大企業 3分の2
支給限度日数 1年間で300日



市政だより 平成30年11月号(10月10日発行号)

市全体説明会(広まちづくりセンター)

(2) ふっこう周遊割説明会

今回の豪雨により被災した地域で宿泊キャンセルが相次ぐ中、観光庁においては、災害救助法の適用地域となった11府県(以下「災害救助法適用府県」という。)における風評被害を防止し、観光需要の早期回復を図るため、「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」を創設(8月6日(月)交付要綱施行)した。

これを受け、本市においては、当該補助金による各種支援事業の情報を宿泊事業者等へ直ちに周知するため、広島県に先立ち、同月17日(金)、市役所において当該補助金に係る説明会を開催した(参加者:宿泊事業者14者17人、商工会議所1人)。

また、広島県が当該補助金を活用して実施することとなった「11府県ふっこう周遊割」*について、同月28日(火)に市ホームページや市公式フェイスブック等によりPRを行い、その結果、平成31年1月31日(木)までの間に3,649人泊の利用があった。



市公式Facebookによるふっこう周遊割のPR

※11府県ふっこう周遊割

災害救助法が適用された11府県(岐阜・京都・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・愛媛・高知・福岡)に、8月31日(金)～11月30日(金)の間、観光やボランティアで2泊以上連続して宿泊された方で、一定の条件を満たす方を対象に、宿泊料金の支援を実施(※9月21日(金)以降の予約から、香川・徳島が追加され「13府県ふっこう周遊割」(宿泊対象期間:10月1日(月)～平成31年1月31日(木))に変更)。

表 平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金の概要

補助事業名	主な内容
周遊旅行促進事業	災害救助法適用府県のうち2府県以上の府県において、2泊以上連続して宿泊した旅行者に対し宿泊施設が宿泊料金を割り引いた場合に、各府県が宿泊施設に対しその一定程度(岡山県、広島県、愛媛県では1人1泊当たり最大6,000円、それ以外の府県については1人1泊あたり最大4,000円)を補助
ボランティア活動促進事業	災害救助法適用府県において、2泊以上連続して宿泊し、ボランティア活動に参加した者に対し宿泊施設が宿泊料金を割り引いた場合に、各府県が宿泊施設に対しその一定程度(岡山県、広島県、愛媛県では1人1泊当たり最大6,000円、それ以外の府県については1人1泊当たり最大4,000円)を補助
代替的交通手段の活用による旅行促進事業	公共交通事業者等が、今回の豪雨による被害を受けた地域に発着する代替的交通手段を用意し、かつ正規料金等と比較して低廉な料金を設定した場合に、当該正規料金等との差額(最大40%)を補助

表 13府県ふっこう周遊割の利用実績

(単位:人泊)

区分	補助対象者	利用実績	
		広島県全体	本市
周遊旅行促進事業	宿泊事業者/旅行者	45,143	1,543
	指定宿泊事業者	1,625	-
	個人	18,567	1,105
ボランティア活動促進事業	個人	1,735	1,001
合計		67,070	3,649

※宿泊事業者/旅行者…旅行者があらかじめ割引された企画旅行へ参加したケース

指定宿泊事業者……………旅行者が府県指定宿泊施設に宿泊したケース

個人……………旅行者又はボランティア参加者が府県指定宿泊施設以外に宿泊したケース

(3) 各種融資制度の認定書等交付

国及び広島県においては、突発的な災害の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するため、中小企業庁が所管する「セーフティネット保証制度」をはじめ、災害からの復旧に必要な費用等の融資制度を整備している。

こうした中、今回の豪雨災害において、本市は災害救助法の適用を受けたことで、国等による融資制度の対象市となった。

また、これらの各種融資制度の申請に当たっては、主たる事業所の所在地である市町村が発行する認定書又は証明書が必要であったことから、産業部商工振興課において当該認定書等の発行手続きを実施した。

表 認定書交付の概要

区分	セーフティネット保証4号認定 (突発的災害(自然災害等))	県復興支援特別資金認定
制度の概要	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置	
対象となる 中小企業者	○申請者が指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること	
	○指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	○指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれること
認定手続	①主たる事業所所在地の市町村において申請して認定を受け、認定書を受領 ②希望の金融機関又は信用保証協会へ認定書を持参し、保証付き融資を申込	
申請受付期間	7/5(木)～R2年1/11(土)	8/6(月)～H31年1/31(木)
売上高の 平均減少率	○最近1か月間:39.48% ○最近3か月間:31.47%	○最近1か月間:25.89% ○最近3か月間:18.08%
認定件数	80件 飲食18件、製造18件、建設土木14件、 小売12件ほか	153件 建設土木41件、製造34件、小売27件、 サービス23件、飲食16件ほか

表 被害証明書発行の概要

区分	主な内容
制度の概要	中小企業者が、広島県信用保証協会の災害関連保証及び日本政策金融公庫の「平成30年7月豪雨特別貸付」を利用する場合、社用車等の動産に対して被災した証明が必要となるため、被害証明書を発行
交付の対象	7月5日(木)からの豪雨災害により被災した、市内に事業所を有する中小企業等の事業の用に供する動産(固定資産税の賦課の対象物として、市に申告済の償却資産を除く。)
交付手続	申請書に必要書類を添えて産業部商工振興課へ申請(証明書は郵送等で交付)
申請受付期間	7/7(土)～R3年1/31(日)
交付件数	12件(R2年3/31(火)現在)
証明資産と 被害の状況	○証明資産:事業用車両(トラック、軽バン)、コンテナ倉庫、PC等周辺機器等 ○被害状況:浸水、土砂流入、倒木による損壊等

(4) 被災施設の復旧助成

① 製造業等

広島県では、今回の豪雨災害により被災し、前述のグループ補助金等の対象外となる大企業等の早期復旧を後押しし、県外流出を防ぐとともに、地域の経済・雇用の回復を図ることを目的として被災施設等復旧助成制度を創設した。当該制度は、所在する市町が支援することを対象条件としているため、本市も広島県と連携して協調助成制度を創設した。

表 広島県被災施設等復旧助成制度の概要

対象業種	製造業、運輸業、サービス業等
対象条件	○グループ補助金等の対象外となる企業が施設・設備を復旧する場合で、罹災証明を受けており、流入土砂・災害廃棄物等処分費用の4分の1を該当市町が負担すること。 ○施設・設備の投資額が5億円以上で、かつ、雇用を維持すること。
助成対象	① 施設(建物)、機械設備に係る設備投資費用 ② 流入土砂、災害廃棄物等の処分費用
助成率	① 固定資産税評価額の5% ② 流入土砂、災害廃棄物等の処分に関する費用の4分の2 (市町の4分の1助成と合わせて、合計4分の3を助成)
限度額	10億円

② 福祉施設等

今回の豪雨により市内の社会福祉施設についても様々な被害を受けたことから、これらの施設を運営する事業者の早期復旧を支援するため、国庫補助事業による災害復旧費^{*}の活用について案内を行い、希望する事業者からの要望額を整理した。

被災した社会福祉施設の復旧に当たっては、損害保険の適用による復旧や前述のグループ補助金の活用を選択した事業者もいるため、今回の豪雨により復旧費の補助金を活用した施設は全9施設(8事業者)であった。なお、補助金は、主に被災した施設・設備機器の修理、被災車両や備品類の復旧に要した費用に対して交付しており、その額は14,088千円となっている。

表 被災した社会福祉施設等への復旧助成

施設区分	施設種別	施設数	補助交付額 (千円)	施設所在地区			
				中央	広	天応	安浦
高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム	1	8,893				1
	通所介護サービス事業所	2				1	1
	地域包括支援センター	1					1
障害者福祉施設	共同生活援助施設	1	3,534	1			
	就労支援施設	1					1
児童福祉施設	私立保育所	2	1,661	1	1		
	幼保連携型認定こども園	1		1			
計		9	14,088	3	1	1	4

^{*}「平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」、「平成30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震による社会福祉施設等設備災害復旧費補助金」

6 農業者・漁業者への支援

(1) 経営体育成支援事業

被災地の生活と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策について、国が取りまとめた「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」において、今回の豪雨により被害を受けた農作物の生産・加工に必要な施設や機械の再建・修繕を支援するための「被災農業者向け経営体育成支援事業」が措置された。

本事業の周知に当たっては、農区長代表者会や地区農区長会議での説明、各農家へのチラシ配布のほか、市政だよりや市ホームページなどを活用して広報を行った。

そして、申請の受付期間を、9月25日(火)から12月27日(木)までとし、9月27日(木)から10月19日(金)までの間、倉橋・安浦・下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地区の各市民センター等に大被害地区個別相談窓口を設置して農業者等からの相談対応等に当たった。

本事業は、当初2か年の事業計画であったが、国の方針が変更となり、平成30年度限りの事業となったものの、再度、国から平成31(令和元)年度においても事業実施が可能との方針変更の通知があり、令和元年5月7日(火)から6月28日(金)までを再申請の受付期間とし、事業実施することとなった。

なお、平成30年度の事業実績は、経営体数(事業件数)が81経営体(211件)、総事業費は約7,640万円で、そのうち、市の負担額は約1,450万円(総事業費の2/10相当額)であった。



被災現場(倉橋町第3水越・7/13撮影)

表 被災農業者向け経営体育成支援事業の概要

区分	主な内容	
対象	○農業用施設・機械等が被災し、今後も農業経営を継続する意思のある販売農家(家庭菜園は除く)	
支援内容	○農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設等の再建・修繕	(例) 農業用ハウス, 加工施設, 加温用ボイラー等
	○農業用機械等の再取得・修繕	(例) トラクター, 田植機, コンバイン, モノレール等
申請期間	○9/25(火)～12/27(木) / [再受付] R元年5/7(火)～6/28(金)	
補助率	○事業費×9/10以内(国:5/10, 県:2/10, 市:2/10, 自己負担1/10)	
H30年度実績	○経営体数(事業件数) 81経営体(211件) ○総事業費 76,369,795円 (国:35,616,000円, 県:14,517,000円, 市:14,517,000円, 自己負担:11,719,795円)	

農業用施設・機械などの復旧支援 問 農林水産課 ☎ 25-3318

平成30年7月の豪雨により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕を支援します。

対象者 農業用施設・機械などが被災し、今後も農業経営を継続する意思のある人(家庭菜園は除く)
※農業用施設・機械などを取得する場合は、耐用年数期間の営農継続が必要。

主な内容

- 農産物の生産と、生産した農産物の加工に必要な施設などの再建・修繕(農業用ハウス、加工施設、加温用ボイラー など)
- 農業用機械などの再取得・修繕(トラクター、田植機、コンバイン、モノレール など)

補助率 10分の8～10分の9

市政だより 平成30年11月号(10月10日発行号)

表 地区農区長会議開催状況

月日	開催時間	地区	参加人数	開催場所	月日	開催時間	地区	参加人数	開催場所
9/25 (火)	10:00	豊浜	15人	豊浜まちづくりセンター	10/ 2 (火)	11:00	警固屋	2人	警固屋市民センター
	14:00	豊	38人	豊まちづくりセンター		14:00	中央	2人	市役所本庁舎5階
9/26 (水)	9:00	吉浦	3人	吉浦まちづくりセンター	10/ 3 (水)	11:00	蒲刈	26人	蒲刈市民センター
	10:30	天応	3人	吉浦まちづくりセンター		14:00	下蒲刈	20人	下蒲刈市民センター
9/27 (木)	11:00	安浦	34人	安浦まちづくりセンター	10/ 4 (木)	13:00	郷原	11人	郷原市民センター
	14:00	仁方	7人	仁方まちづくりセンター	10/ 5 (金)	11:00	阿賀	10人	阿賀まちづくりセンター
9/28 (金)	11:00	川尻	15人	川尻まちづくりセンター		14:00	広	16人	広まちづくりセンター
	16:00	昭和	18人	昭和まちづくりセンター					
10/ 1 (月)	10:00	音戸	14人	音戸市民センター					
	14:00	倉橋	20人	倉橋市民センター					

(2) 水産多面的機能発揮対策事業

今回の豪雨災害により、市内を流れる黒瀬川、大白明川及び野呂川の河口に設置されているカキ抑制柵に上流から流れてきた流木・ゴミ及び土砂が堆積する被害が生じた。

こうした中、国(水産庁)においては、7月9日(月)に水産多面的機能発揮対策事業関係者に対し、「大雨被害に伴う迅速な水産多面的機能発揮対策事業の活用について」を通知し、同月24日(火)には当該事業について、激甚災害指定に伴い地方負担を伴わなくとも実施可能とする等の措置(本来は国7割・市3割負担)をとることを都道府県及び関係団体へ周知した。

本市においては、発災直後から広島県やカキ生産者等と今後の対応について調整を続けてきたが、こうした国(水産庁)の動向を踏まえ、当該事業を活用し漁業者を支援することとした。

具体的には、次表のとおり、各地区の漁業者等で構成する4地区の活動組織が河口付近の流木・ゴミ及びカキ抑制柵周辺の土砂撤去(人力では不可能な土砂撤去等については業者委託)を行い、これらの活動に対して国(水産庁)から直接、各活動組織に交付金が交付され、本市は漁業者と国(水産庁)、広島県との調整、書類の作成や活動の側面支援等の役割を担った。



堆積物等撤去作業(広地区・黒瀬川河口)

表 水産多面的機能発揮対策事業の実施状況(平成30年度)

区分	阿賀	広	倉橋西部	安浦	
活動組織名	阿賀のアマモ場・干潟を守る会	黒瀬川の干潟を守る会	大白明川の干潟を守る会	三津口湾のアマモを守る会	
対象河川	黒瀬川		大白明川	野呂川	
活動開始	10/13(土)	11/ 6(火)	10/20(土)	9/12(水)	
大規模な活動日数	8日	6日	3日	11日	
延べ参加人数	346人	151人	101人	285人	
回収量	流木等自然ゴミ	11.8t	8.9t	52.7m ³	170m ³
	不燃・人工ごみ	14m ³	1.9t	9.6m ³	0.7t
	土砂	537m ³	1,529m ³	835m ³	-
浚渫工事期間(浚渫日数)	H31年2/19(火)～22(金) (2日間)	H31年2/20(水)～3/11(月) (4日間)	H31年3/19(火)～23(土) (5日間)	-	



浚渫工事(阿賀地区・黒瀬川河口)



堆積物撤去等作業(安浦地区・野呂川河口)

(3) 各種融資制度の認定書交付

本市の農漁業に甚大な被害をもたらした今回の豪雨災害は、広島県における農業及び漁業振興資金の対象となる災害に指定された(農業は7月9日(月)、漁業は同月11日(水)にそれぞれ指定)。

これを受け、産業部農林水産課において、各資金の借入を希望する農漁業者への被害認定申請に関する事務(認定書の交付)を行うこととなった。

このため、7月11日(水)から市ホームページ等による広報を開始し、また、8月29日(水)には、農漁業者等を対象に「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく農林水産関係支援事業及び融資制度等に関する説明会を開催した。

なお、最終的に被害認定を希望する農漁業者はおらず、認定書を交付することはなかった。

表 広島県による農漁業者への融資制度

区分	広島県農業振興資金 (農業災害特別対策資金)	広島県漁業振興資金 (漁業災害特別対策資金)
制度の概要	農業経営の維持及び生活の安定に必要な資金、被害を受けた農業施設の取得等に必要な資金を融資	被害を受けた漁業施設・漁船等資材の復旧に必要な資金、漁業経営の復旧及び生活の安定に必要な資金を融資
対象	市内の農業者若しくはこれらの者が構成員となっている法人又は団体	市内の漁業者若しくはこれらの者が構成員となっている法人又は団体
申込窓口	呉農協・ゆたか農協・芸南農協	広島県信用漁業協同組合連合会
借入限度額	個人経営 200万円(みなし法人 1,000万円) / 法人経営 1,000万円(融資率100%)	
貸付利率	無利子	
償還期間	7年以内(据置期間は1年以内)	